

[子育て当事者への支援]

第8目標 「家庭・地域の愛情」で育む“えひめ”

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、子育てに対する助言や支援、協力を得ることが難しくなっているほか、生活スタイルの多様化など、子育て家庭と子どもを取り巻く環境が複雑に変化しています。

このため、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感をとゆとりを持って、子どもと向き合えるよう、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するほか、社会全体で子育てを支援するための気運の醸成や県民の意識の啓発を図るとともに、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等の各主体の役割が十分果たせるよう、必要な支援、情報提供等に努める必要があります。

また、次代の社会を担う子どもたちが、その置かれた環境に関わらず、将来に夢を持って健やかに成長するためには、行政のみで対応できる支援には限界があります。

このため、子育て支援活動を行うNPOやボランティア団体、企業、地域住民等と行政とが、それぞれの立場においてその役割と責任を果たすとともに、地域社会が一体となって相互に連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。

小児医療現場では、大人に比べて診察・治療等における負担が大きいことなどを背景に、小児科医の減少等が見られ、小児医療水準・小児救急医療レベルの低下が懸念されています。

このため、子どもの状態が急変することの多い夜間等における救急医療体制の充実や、長期治療・高額医療費負担を要する小児慢性特定疾病児等へ医療費助成等を行い小児慢性特定疾病対策など、いつでも安心して小児医療サービスを受けられる体制の整備が必要です。

【具体的な施策】

⑧-25 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

① 民間と協働した子育て支援の輪の拡大【再掲】

○官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、子ども及び子育て世帯を支える施策を推進します。

○県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。

○こども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、こどもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

② 医療費の負担軽減

○子どもの医療費助成は、県による就学前の乳幼児医療費助成制度をベースに、各市町が独自の少子化対策として上乗せ助成を行い、県と市町とを合わせた助成により、すべての市町で、高校卒業まで自己負担なしとなっており、引き続き、医療費の負担軽減に取り組みます。

③ 教育費の負担軽減【再掲】

○すべての意思ある子どもが安心して教育を受けられるよう、就学支援金、授業料等支援、高等教育の修学支援新制度の実施等により、修学に係る経済的負担

の軽減を図ります。

④ **ふたり親世帯を含む困窮世帯等への支援【再掲】**

- 低所得で生活が困難な状態にある世帯の生活困窮者の就労支援に資する生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、就労による自立を促進します。
- 生活困窮者や生活保護受給者の就労支援について、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援など、きめ細かい支援を実施します。
- 生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に、就労自立給付金を支給します。
- 子育て中の女性の学び直し、いわゆる「リカレント教育」を推進するため、短期大学又は民間専門学校に委託して、国家資格等の取得及び正職員就職を目標とする職業訓練を実施します。

⑧-26 地域子育て支援、家庭教育支援

① **地域における子育てへの理解促進と家庭教育力の向上**

- 市町等と連携しながら、様々な機会を活用し、地域住民等が一体となって子育てを支援するための気運の醸成に努めます。
- 「えひめ教育の日」、「えひめ教育月間」での啓発事業を通じて、県民総ぐるみで教育について考え、行動する気運の醸成に努めます。
- 保護者に対する学習の機会や情報提供等に活用できるプログラム集（愛顔の子育てトーク＆わーく応援プログラム集）の普及啓発を図り、地域全体で家庭教育を支える体制づくりを推進します。
- 家庭教育支援チームや子育て経験者、専門家等が講座や訪問等を通して情報や学習機会の提供を行うことにより、相談体制の充実等、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進します。
- 家庭教育の充実に向けた職場づくりのために企業の経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでいる企業と『えひめ家庭教育サポート企業』の協定を結び、互いに協力しながら愛媛県の家庭教育の向上を目指します。
- こどもの権利擁護のため、体罰や暴力がこどもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います
- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】
- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供したり、必要に応じ相談に応じたり助言を行ったりしながら関係機関との連絡調整を行います。
- 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談や居場所づくり等の支援を行います。

② **身近な場所での子育て相談体制の充実**

- すべての子育て世帯が、役所等に足を運ばなくても、気軽に悩みを相談したり必要な情報を取得することができるよう、愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」による情報提供や掲載内容の充実に取り組みます。
- 市に設置した家庭児童相談室において、専門的知識を持った職員が家庭や児童に関する様々な相談に応じます。
- 愛媛県総合教育センターに教育相談室を設置し、幼児の発達や子育てに関する相談を行います。
- 各市町に児童委員及び主任児童委員を配置し、子育てに関する援助相談を行い

ます。

- 市町の要保護児童対策地域協議会へ児童支援コーディネーターを派遣し、必要な助言・技術援助を行うとともに、調整担当者を対象とした研修を実施し、職員の専門性向上を通して同協議会の取組の強化を図ります。
- 県立子ども療育センターを核に、障がい児を対象とした医療、福祉、教育にわたる総合的な相談体制の構築を行います。
- 乳幼児の子育て活動の支援や乳幼児の親同士に交流の場を提供するなど、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができるようきめ細かな子育て支援サービスを提供する地域子育て支援拠点施設の設置促進を啓発します。
- 幼稚園における子育て支援の充実を支援します。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターにおける伴走型相談支援等を通じて、子育てに関する情報の提供のほか、乳幼児とその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、保護者から養育についての相談を受け、助言を行なうなど、必要な支援を行ないます。【再掲】

③ 子育ての負担や不安、孤立感の解消

- 出産や育児を経たのちの希望する職場復帰、就業継続の前提となる保育施設や児童クラブ等の受け皿を確保することで、ライフステージの切れ目なく仕事と育児の両立が図られるよう努めます。
- 家庭での保育が一時的に困難となった場合、一時的に預かり、必要な保育を提供します。
- 家庭で養育を受けることが一時的に困難となった場合、里親宅や児童養護施設等で必要な養育・保護を行ないます。
- 保育が必要なこどもが、通常の保育所等の利用日及び時間以外の日及び時間においても保育を必要とする場合、必要な保育を提供します。
- 保育が必要な病気のこどもに、病院・保育所等に付設された専用スペースでの一時的な保育を提供します。
- 各圏域の小児救急医療機関として、小児救急医療サービスの確保を図っていきます。【再掲】
- 小児救急医療電話相談を実施し、小児患者の保護者向けの電話相談体制を整備することにより、地域の小児救急医療体制を補強します。
- 小児科医師の適正な配置等を行うため、医師確保対策について、国等に働きかけます。【再掲】
- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療育を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行ないます。【再掲】
- 長期にわたり医療施設において療育を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設「ファミリーハウスあい」の運営により、小児慢性疾病児童及びその家族を支援します。【再掲】
- 子育て世帯が低廉な家賃で住宅を確保できるよう、県営住宅に子育て世帯専用住戸を設置します。
- 労働者の育児に必要な資金需要に応えるため、金融機関と協調して低利の融資制度を運用し、利用促進に努めます。
- 令和8年度に予定される「こども誰でも通園制度」の運用が円滑に開始され、希望するすべてのこどもに保育の機会が確保されるよう、市町や施設等の取組を支援していきます。

④ 子育て支援の輪の拡大

- NPOやボランティア団体等、多様な主体による協働により、地域全体で子育て支援に取り組む気運の醸成に努めます。
- 保育所や児童館等におけるこどもとのふれあいを通して、子育てを考え、子育て支援活動に積極的に関わる人の輪を広げていきます。

◎官民共同による「子どもの愛顔応援ファンド」を活用し、こども及び子育て世帯を支える施策を推進します。

◎県と市町、県内紙おむつメーカーとの官民協働により、第2子以降を出生した世帯に、紙おむつ製品の購入に利用できる5万円分（約1年分）のクーポン券「愛顔っ子応援券」を交付します。

○こども食堂や交流食堂の開設・運営をサポートし、こどもたちの食生活改善、孤食解消や居場所づくりに努めます。

⑤ 地域における子育て家庭への支援体制の充実（民間と協働した支援）

◎子育てを援助してほしい人と援助したい人をつなぐファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援します。【再掲】

○地域での高齢者の経験を活かした子育て支援活動など、学校・家庭・地域の力を活用した子育て支援体制の確立をサポートします。

◎こども連れで気軽に外出できる環境づくりに積極的に取り組む店舗等を募集し、「えひめのびのび子育て応援隊」として登録する取組を推進します。【再掲】

⑥ 児童館・児童センター活動の充実【再掲】

○えひめこどもの城を始めとする児童館の活用により、遊びを通してこどもたちの健全な育成を支援します。

◎えひめこどもの城については、「第2期えひめこどもの城魅力向上戦略」に基づき、魅力ある遊具の設置や老朽化遊具のリニューアル等によって利用促進に努めるとともに、酷暑時等でも安全に利用できるよう、施設整備に取り組みます。また、新しい遊びや体験活動の開拓等によって児童館としての新たな価値を創出するとともに、とべもりジップラインでつながったとべ動物園を始めるとべもり+（プラス）の連携をさらに強化し、こどもの創造力や自主性、豊かな感受性等を育むための機会の提供に努めます。

◎指定管理者等と連携を図りながら、えひめこどもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進し、児童館活動の一層の充実を図るとともに、児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成を行います。

⑦ こどもの遊びや学びの支援【再掲】

○えひめこどもの城、県総合科学博物館、県歴史文化博物館において、指定管理者等と連携を図りながら、こどもの健全な遊びや学習に資する魅力的なイベントを実施します。

○県美術館やとべ動物園等において、利用日・時間の弾力的な運用やこども料金の設定に配慮します。

○県立図書館において、おはなし会やこどものための講演会の開催等、こどもが本に親しむきっかけづくりに努めます。

⑧ 子育て家庭に安全・快適な環境づくり【再掲】

○公共建築物や、道路、歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた環境づくりに努めます。

◎県営住宅のバリアフリー化を推進します。

○商店街の空き店舗等を活用した託児施設や児童交流施設の整備を促進します。

○公共施設等における子育て家庭対応型トイレ等の設置を推進します。

○健康増進法の周知・徹底を図り、こどもが受動喫煙をしない社会づくりに努めます。

○各保健所にシックハウス症候群相談窓口を設置するとともに、相談者の要望等により、当該住居等におけるシックハウス症候群の原因物質の特定に努めます。

⑨ 温かい家庭づくりの推進

○「家族の日」、「家族の週間」を中心として、家族の大切さ、家族を支える地域の力に対する県民の理解を深め、家族の強い信頼関係を基盤にした家族同士のふれあいのある温かい家庭づくりを一層推進するため、関係団

体等と幅広く連携・協力し、体罰等によらない子育てや家族、地域の大切さについて、積極的な広報・啓発などに取り組みます。

⑩ 家庭の教育力の向上

- 家庭が、子どもの基本的な倫理観や生活習慣、自制心、自立心などを培う重要な責任主体であることについて、県民の理解促進を図ります。
- 子育て学習会や家庭教育講座等の全県展開に努め、県下各地において、家庭教育・子育てに悩む保護者への相談対応や学習機会の提供、啓発活動を通じ、地域における家庭教育支援の基盤づくりの推進に努めます。
- 愛媛県青少年育成協議会が主唱する「家族が集い、家庭生活」について率直に話し合い、見直すことにより、家庭内の愛情と信頼で結ばれた温かい人間関係を育む「家庭の日」運動の推進に取り組みます。

⑪ 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進

- 青少年教育団体を育成し、自主的活動を支援するとともに、研修会・講習会等の充実に努めながら、指導員の養成と資質の向上を図り、指導者活動の一層の活性化を図っていきます。
- 児童関連施設職員や放課後児童支援員、ボランティアスタッフなど、児童の健全育成に資する人材の育成に努めます。
- 地域のスポーツ指導者を学校に配置し、運動部活動及び授業の充実と教員の資質の向上に努めます。
- 地域の教育力を活用し、地域と連携した特色ある学校教育の推進を図ります。
- 地域住民の関係が希薄化した都市部等では、子どもの遊び場が失われつことがあることから、えひめ子どもの城の遊びの体験機能や県内児童館等のセンター的機能、研究・養成機能を総合的に活用するとともに、えひめ子どもの城を多角的に運営し、児童厚生施設としての機能強化に努めます。
- 放課後や週末に、希望するすべての子どもが安全に安心して集える活動拠点として「放課後子ども教室」を設け、地域の様々な人々がボランティアとして関わり、勉強、スポーツ、文化活動、地域との交流活動等を実施し、地域総がかりで取り組む青少年の健全育成を推進します。
- 地域における児童健全育成の総合的拠点施設である児童館は、健全な遊びを通じた児童の育成や放課後児童クラブの運営、児童問題の相談などの指導や地域組織活動の助長などに資することから、市町の計画的な整備促進に取り組みます。
- こども・子育て家庭が自由に利用できる健全な活動拠点を充実させるため、えひめ子どもの城を核とした児童館の相互交流と連携を推進していきます。
- 家庭、学校、地域社会が密接に連携し、県民総ぐるみによる青少年健全育成活動を展開するため、11月の「こどもまんなか月間」にあわせた啓発活動を重点的に実施し、青少年健全育成活動に対する県民の理解を深めていきます。
- 7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせた県民大会を県、県教育委員会、警察、県青少年育成協議会が共催し、青少年の非行・被害防止と健全育成への県民意識の高揚を図ります。
- 県、県教育委員会、県青少年育成協議会等が共催する「愛媛の未来をひらく少年の主張大会」において、作文発表を通じて、未来を担う少年に、社会の一員としての自覚と行動を促すとともに、少年の健全育成に対する一般的な理解と関心を深めていきます。
- あらゆる機会を捉え、関係団体・機関やN P O、ボランティアグループ等と連携を密にした啓発活動、実践活動を展開し、地域住民総ぐるみの健全育成活動、非行・被害防止活動を推進していきます。

○インターネットを介した情報化社会の進展により、児童生徒の行動範囲が広がり、学校だけでは児童生徒の行動を把握しにくい状況となっていることから、学校と警察の連携による「えひめ児童生徒をまもり育てるサポート制度」を適切に運用し、児童生徒の非行等の問題について連携することにより、問題の所在を相互に理解し、それぞれの役割を果たしつつ、非行や被害のより効果的な未然防止、児童生徒の立ち直り支援等を実施します。

【再掲】

○近年の児童生徒に係る安全管理や非行の低年齢化などに対応するため、「児童生徒をまもり育てる連絡会」を開催するなど、教育関係者、警察、家庭及び地域との連携を強化します。【再掲】

○学校と警察等が連携し、非行防止教室等の開催を通じて、児童生徒に対し、社会のルールを守ることや自分の行動に責任を持つことを教え、規範意識を養い、児童生徒の健全な育成に取り組みます。【再掲】

○民生・児童委員や主任児童委員児童相談所等の児童福祉関係機関、市町と学校等の教育機関とのつなぎ役を果たすスクールソーシャルワーカーを配置するなど連携強化に努めます。【再掲】

○思春期特有の精神的な悩みや不安に対する専門的な相談体制を整備すること等により、思春期を中心とした青少年の健全な育成に取り組みます。

【再掲】

○若者の身近なコミュニケーション手段であるSNSを活用した相談窓口やフリーダイヤルの電話相談窓口等における相談対応により、若者の自殺防止に努めるとともに、自殺予防週間・自殺対策強化月間中の啓発事業等を通じて、精神保健における相談体制の充実等に取り組みます。【再掲】

○学校・地域におけるいじめの防止等に資する「愛媛県いじめ問題対策連絡協議会」を開催するなど、教育関係者、関係機関、家庭及び地域の連携を強化します。【再掲】

○24時間体制でいじめや不登校の相談に応じる電話相談や「リスク判定サポート機能」を用いたSNSを活用した相談等を通して、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアに努めます。【再掲】

○「犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、自主的な防犯活動や犯罪の防止に配慮した環境整備の促進などを図るとともに、安全・安心に関する情報提供を積極的に行います。【再掲】

○地方局に地方青少年対策班を設置する等、関係機関・団体との連携を強化し、県内の青少年の現状を把握し、青少年対策を効果的に推進していきます。

○県民と市町に“より近い”地方局に設置している地方青少年対策班については、子ども・若者育成支援推進法第19条の「子ども・若者地域協議会」として位置付け、県の地方機関、教育事務所、地元警察署、相談機関等での構成に加え、国や市町の関係機関等にも参加・協力を求め、地域における青少年の非行の現状や対応すべき課題の共有、情報交換を行うとともに、各機関の連携のあり方などを協議し、同法の「子ども・若者育成支援に関する関係機関が連携し適切な支援を行う」との趣旨を踏まえた施策を推進していきます。

○教育に対する県民の理解と关心を深め、学校や家庭、地域住民、企業、行政等がそれぞれの役割を担い、県民総ぐるみで愛媛の教育について考え、そして行動する気運を醸成するため、県内教育関係団体、県教育委員会、市町教育委員会等で組織する「えひめ教育の日」推進会議を中心に、11月1日の「えひめ教育の日」及び11月の「えひめ教育月間」に合わせた普及・啓発活動や関連事業を実施します。

○青少年に関わる各種啓発を推進するため、関係機関・団体等と連携・協力し、パンフレットや機関誌の発行を行うとともに、インターネットを活用

して、各種大会等の開催や支援情報・相談機関の周知など、必要な情報が適確に青少年や保護者の手元に届くよう情報の提供に努めます。

⑧-27 ひとり親家庭への支援

① ひとり親家庭等に対する就業支援

- 就業に関する相談、就業に役立つ資格の取得など、経済的な自立に向けた就業支援の充実に努めます。
- 様々な理由により、高等学校を卒業できなかったひとり親家庭の親等の、学び直しに向けた取組に対する給付金の支給を通じて、就業支援の推進に努めます。
- 民間教育訓練機関等を活用した職業訓練コースへのひとり親家庭の親の優先的な受入れを行います。

② ひとり親家庭等に対する子育て・生活面の支援

- 保育所への入所や放課後児童健全育成事業の利用に当たっての特別の配慮、居宅等における子育てや生活面に対する支援体制の充実に努めます。
- ひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援を行うなど、生活の向上に努めます。
- ひとり親家庭の児童のためにボランティアによる学習支援を行い、学習への意識と学力の向上を図り、将来の就業などの自立につなげます。
- 県営住宅へのひとり親家庭の優先的入居の受付を実施します。
- 子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対して、愛媛県居住支援協議会を通じ、民間賃貸住宅への入居を支援します。

③ ひとり親家庭等に対する経済的支援

- 必要な資金の貸付けや児童扶養手当等の適時・適正な支給を行うとともに、医療費の一定額の助成など、経済的負担の軽減の支援に努めます。

④ ひとり親家庭等に対する相談・支援

- 母子・父子自立支援員等を中心とした相談・支援の充実に努めます。
- 養育費の確保など、法律上の諸問題を解決するための専門家による相談の実施に努めます。
- 各種制度の利用促進のためのパンフレットや広報誌等による情報提供等に努めます。
- ひとり親家庭等の支援に取り組んでいる母子・父子福祉団体、N P O等の自主性を尊重した育成・支援に努めます。
- 愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」により、相談事例集や各種行政支援情報を配信し、ひとり親家庭の子育て支援の充実に努めます。【再掲】
- 父母が離婚した後も子どもの利益を確保することを目的として、子どもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関する諸規定の見直しを行った民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の成立を踏まえ、正しい理解の促進を図るため、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報に努めます。【再掲】

目標指標

目 標 指 標		基 準 値	目 標 値	担 当
70	愛顔の子育て応援事業における紙おむつ購入券の交付率	100.0% (R6)	100.0% (R11)	少子化対策・男女参画室
71	家庭教育を支援する講座・学習会の開催回数	360 回 (R5)	420 回 (R11)	社会教育課
72	「えひめ家庭教育サポート企業連携事業」協定締結企業数	99 企業 (R5)	129 企業 (R11)	社会教育課
73	地域子育て支援拠点施設設置か所数	93 か所 (R5)	93 か所 (R11)	子育て支援課
74	LINE 版愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」登録者数	5,902 人 (R6.12)	7,000 人 (R11)	少子化対策・男女参画室
75	LINE 版愛顔の子育て応援サイト「きらきらナビ」男性利用者割合	19.0% (R6.12)	20.0% (R11)	少子化対策・男女参画室
76	ファミリー・サポート・センターの設置か所数	13 か所 (R5)	13 か所 (R11)	子育て支援課
77	「えひめのびのび子育て応援隊」登録店舗数	2,093 件 (R5)	2,400 件 (R11)	少子化対策・男女参画室
78	就業支援講習会受講生の就業率	78.6% (R5)	80.0% (R11)	子育て支援課
79	自立支援教育訓練費受給者の就業率	100.0% (R5)	100.0% (R11)	子育て支援課
80	高等職業訓練促進給付金受給者の就業率	67.0% (R5)	100.0% (R11)	子育て支援課
81	ひとり親家庭学習支援ボランティアの実施市町数	6 自治体 (R6)	10 自治体 (R11)	子育て支援課